

日本学生支援機構 給付奨学金 自宅外通学に関する証明書類の提出について

自宅外通学の給付月額を支給を受けるために必須な提出書類です。
適切な書類提出がない場合は、自宅外通学の月額を支給を受けることは
できません。自宅通学の月額を支給となります。

◆給付月額

奨学金採用時は、一律「自宅通学」の給付月額が支給されます。

その後、日本学生支援機構で、不備なく書類審査が終了した場合（大学から書類を送付し概ね2～3か月後）に、「自宅外通学」の給付月額に変更されます。変更になった初回の月のみ、それまで支給済みの「自宅通学」の給付月額との差額が加算されます。

◆提出書類

1. 通学形態変更届兼自宅外証明書送付状
2. 証明書類

※証明書類については、裏面参照の上、自宅外月額の受給開始年月（振込開始年月ではありません）を含んだ期間の書類を提出してください。

賃貸借契約を行っている場合

奨学生名義で契約を行っている		・「賃貸借契約書」コピー
生計維持者名義で契約を行っている	契約書に入居者欄があり奨学生の居住が分かる	・「賃貸借契約書」コピー（入居者欄に奨学生氏名記載のもの）
	契約書に入居者欄がなく奨学生が生計維持者と別に居住していることが不明	・「賃貸借契約書」コピー ・奨学生の「居住証明書」 ※全て提出必要
奨学生及び生計維持者以外の名義で契約を行っている	契約書に入居者欄があり奨学生の居住が分かる	・「賃貸借契約書」コピー ・「家賃の領収書」（奨学生又は生計維持者宛、家主又は契約業者発行のもの） ※全て提出必要
	契約書に入居者欄がなく奨学生が生計維持者と別に居住していることが不明	・「賃貸借契約書」コピー ・奨学生の「居住証明書」 ・家賃の領収書（奨学生又は生計維持者宛、家主又は契約業者発行のもの） ※全て提出必要

* 「賃貸借契約書」について

- ・「重要事項説明書」、「覚書」等は不可。
- ・契約書名、契約日、入居日、契約期間、契約内容、契約の賃貸人（家主や契約業者）と賃借人双方の署名等の明記してある部分は全て提出が必要。
- ・契約更新している場合、「賃貸借契約書」に以下①～④のいずれかを添えて提出すること。

①更新後の「賃貸借契約書」コピー

②奨学生名義で住所の記載がある「光熱水費領収書」コピー（お知らせや引落口座通帳のコピーは不可。）

③「家賃の領収書」（奨学生宛、家主又は契約業者発行のもの。）

④奨学生の「居住証明書」

* 「居住証明書」について

- ・契約日、入居日、契約期間、契約内容等の記載があり、本人の居住が明確に判別できるもの。
- ・賃主や契約業者へ発行を依頼すること。コピー可。

親戚宅等に居住している場合（以下の①又は②が必要）

①親戚等との間で作成した「賃貸借契約書」コピー

②家賃の領収書（奨学生又は生計維持者宛、家主発行で、自宅外通学開始年月のもの）

学生寮に入っている場合（以下の①又は②が必要）

①「入寮許可通知」コピー（入寮時に発行されたもの）

②「在寮証明書」（①の提出ができない場合、学生センター寮務担当（023-628-4122）へ発行依頼すること）

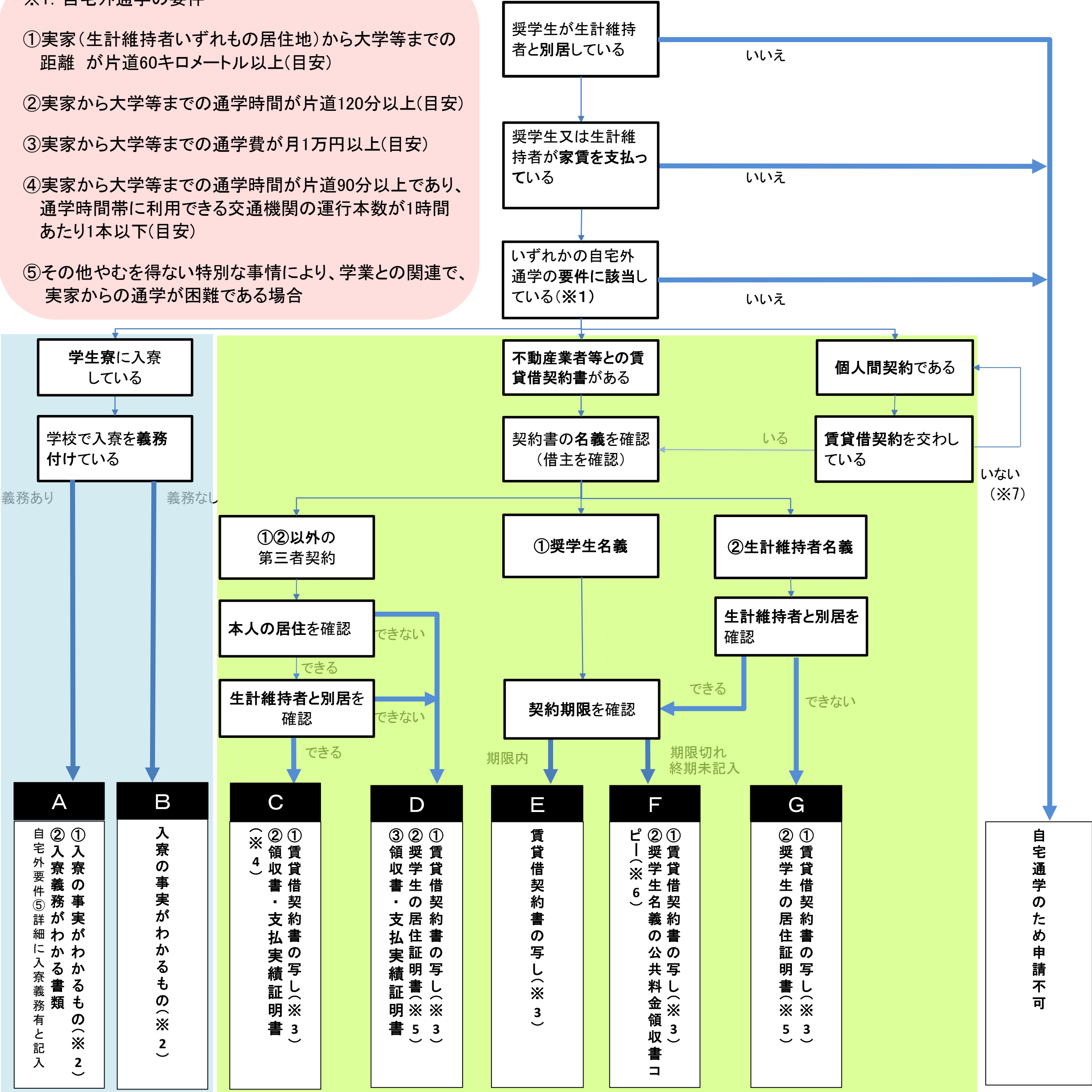
※「寮費が発生していることが分かるもの」は、大学で用意するため提出不要。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届兼自宅外証明書送付状(裏面)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離 が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



※2 入寮の事実の証明	・奨学生氏名の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記し押印による証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費に含まない)
※3 賃貸借契約書	・契約期間を含め、貸主借主、契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書 支払実績証明書	奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学となり家賃支払いをした初月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要 ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名と押印・本人の署名・契約日 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」および「支払実績証明書」

◆◆チェックシート◆◆

学校提出日

月 日

提出前に記入漏れ等がないよう確認してください。
届出用紙や添付書類に不備がある場合は、自宅外月額への変更処理が遅れます。

(通学形態変更届兼自宅外証明書送付状)

	チェック項目	☐ チェック
1	奨学生番号や氏名,学校名は記入されていますか？ 今年度(令和3年度) 予約採用者で奨学生番号付番前は採用候補者決定通知登録番号と進学届提出日を記入してください。	☐
2	氏名欄は自署していますか？(印字は不可です)	☐
3	自宅外への入居日は記入していますか？ 記入している入居日を基準に自宅外通学に係る審査をします。	☐
4	賃貸借契約書(入寮証明)等に契約期間の記入がある場合は,契約期間を記入してください。	☐
5	フリーレント(家賃特約)がある場合は,いつから家賃が発生しているか家賃発生月日を記入してください。 (注)家賃発生月からの自宅外月額となります。	☐
6	生計維持者①②に記入漏れはありませんか。2人いる場合は①②とも記入が必要です。	☐
7	主に通学しているキャンパスの住所は記入していますか？	☐
8	自宅外要件を満たしているかどうか確認していますか？ 当てはまるものに☑を記入してください。 ⑤を選択した場合は, 学業継続に支障が生じる理由を記入してください。	☐

(賃貸借契約書・更新契約書)

	チェック項目	☐ チェック
1	契約者・名義人は記載されていますか？	☐
2	契約者が奨学生本人ではない場合,入居者欄に奨学生本人が記載されていますか？ 生計維持者と同居している場合, 自宅外要件を満たしません。 <u>奨学生本人のみ</u> が居住していることがわかる居住証明書を貸主に作成してもらってください。	☐
3	月額家賃が記載されていますか？	☐
4	契約期間が切れている場合は,更新後の公共料金の領収書(奨学生本人名義)が添付されていますか？	☐
5	契約期間(更新期間含む)に入居日が含まれていますか？	☐
6	生計維持者と同居していないことが確認できますか？	☐
7	※契約者が奨学生本人・生計維持者ではない場合 奨学生本人・生計維持者が家賃を負担していることがわかる領収書等の添付がありますか？	☐

(入寮証明書)

	チェック項目	☐ チェック
1	奨学生本人が入寮している記載がありますか？	☐
2	入寮開始日が記載されていますか？	☐
3	入寮開始月から毎月寮費がいくら発生しているか確認できますか？ 入寮証明書に寮費の記載がない場合は, 寮費がかかることがわかる規定やパンフレット等の添付が必要です。	☐
4	入寮が義務付けされている場合は, その証明書を添付していますか？ 自宅外要件⑤に入寮義務があることを記入してください。	☐